

# **「鹿児島市上町ふれあい広場及び 上町の杜公園」**

## **清掃作業業務の細目**

鹿児島市上町ふれあい広場及び上町の杜公園における清掃作業は、日常清掃及び定期清掃の２形態に分けて行う。

## 1 業務体制

業務に従事する日、業務時間及び業務形態は、原則として次のとおりとする。

### (1) 日常清掃

業務に従事する日 年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日）を除く日

### (2) 定期清掃

清掃の実施時期等については、鹿児島市と協議のうえ行う。

ただし、利用者に支障のない箇所についてはこの限りでない。

## 2 日常清掃

### (1) 床面清掃

① 毎朝使用時間前までに、紙屑、吸殻、ごみ拾いを行う。また、管理諸室周辺は随時見回りし、汚れている箇所は、清掃を行う。

特に汚れの甚だしい箇所は、洗剤を用いて拭き取る。雨の日などは点検回数を増やし随時清掃を行う。

② ビニルシートは掃き掃除を行い、モップで水拭きを行う。汚れの甚だしい箇所は、洗剤を用いて汚れを除去する。

### (2) 壁面等の清掃

① ドア及び低所部のガラスは、乾拭きあるいは水拭きを行い、金属部分は光沢を保つように努める。

② 壁等は、静電気を利用してホコリを吸着するホコリ取り用品で埃や蜘蛛の巣を払う。

③ 窓枠は、静電気を利用してホコリを吸着するホコリ取り用品で埃を払い必要に応じ水拭きする。

④ 手すりは乾拭き清掃を行う。

⑤ 鏡は、乾拭き、又はガラス用洗剤を用いて清拭。

### (3) 什器、備品等の清掃

① 備品、什器類は水拭き、又は洗剤を用いて手垢、汚れ、しみ等を除去する。

② 椅子等はほこりを除去し、汚れの甚だしい箇所は適性洗剤等を用いて洗浄するなど、適切な方法で汚れを除去する。

③ 案内板、掲示板等については、文字塗料等がはがれないように気をつけて乾拭き又は水拭きを行う。

### (4) 人工芝

ブラッシング、散水、火山灰等異物の除去等を随時行う。

### (5) 便所の清掃

① 床、間仕切り、扉の水拭きをし、汚れの甚だしい箇所は、適性洗剤を用いて清掃する。

② 便器等の衛生陶器は、適性洗剤等を用いて清掃する。

- ③ 洗面台の汚れは適性洗剤を用いて清掃を行う。
  - ④ トイレットペーパー、石鹼等の補給を行う。
  - ⑤ 蛇口等の金属部は、乾拭きを行う。
  - ⑥ 汚物入れ、屑入れの処理及び清掃を行う。
- (6) 更衣室等の清掃
- ① 洗面台、鏡、扉の水拭きを行う。
  - ② 拭き掃除を主として行い、汚れの甚だしい箇所は、適性洗剤を用いて拭く。
  - ③ 吸水マットは、吸水、汚れ、におい等の状況をみて適宜交換する。
  - ④ 排水溝の毛髪除去清掃を行うこと。
  - ⑤ シャワー室等に設置してあるカーテンは、適宜適性洗剤を用いて汚れを除去する。
  - ⑥ 床面はブラシ等を用い、ぬめりを除去し、適宜適性洗剤を用い清掃する。
- (7) 外構、園路、広場、駐車場
- ① 巡回により、紙屑、吸殻等のごみ拾いを行う。
  - ② 掃き掃除を主として行い、汚れのひどい時は、水洗いを行う。
  - ③ ベンチ、遊具、水飲み場等の清掃は適宜行う。
  - ④ 案内板、掲示板等については、文字塗料等がはがれないように乾拭き又は水拭きを行う。

### 3 定期清掃

#### (1) 床洗浄、仕上げ

##### ① タイル、ビニル床シート

自在箒またはダストモップでゴミを除去し、適性洗剤を塗布し、フロアマシンで研磨洗浄を行い、汚れを除去する。洗浄完了後よく乾燥させる。

##### ② 磁気質タイル

適性洗剤を塗布後、フロアマシンで洗浄し、清水拭きを行う。

#### (2) 壁面等の清掃

##### ① 低所の壁面

適性洗剤を用い、スポンジまたは雑巾で汚れを拭き取り、その後水拭きまたは乾拭きを行う。

##### ② 高所の壁面

長柄の羽根ばたき等で払う。あるいはモップで拭き取る。汚れの甚だしい箇所は、材質を考慮し洗剤拭きを行う。

##### ③ 手すり

適性洗剤を用いて汚れを拭き取る。

##### ④ 金属部

適性洗剤を用いて汚れを拭き取る。

#### (3) ガラス清掃

水拭きした後乾拭きして磨き上げる。サッシは、適性洗剤による洗い上げ及び水拭き仕上げとする。

(4) 人工芝

ブラッシング、散水、火山灰の除去や充填剤の補充等を行う。

(5) 降灰収集、搬出

必要に応じて、屋上及び敷地内の建物外部並びに設置の備品等に堆積している降灰を収集し、除去する。

#### 4 清掃回数

日常清掃、定期清掃の実施回数は、おおむね別紙「清掃作業実施基準表」の通りとする。

また、指定された回数以外にも、利用状況に合わせて、実施するものとする。

#### 5 時期

定期清掃の時期については、事前に市と協議して決めるものとする。

ただし、利用者に支障のない箇所についてはこの限りでない。